

愛媛県工事設計単価公表要領（農地整備課関係）

1. 目的

公共事業の執行については、透明性、客観性、妥当性の確保が求められており、積算基準類の一つである設計単価を公表することにより、受注者の適確な見積りに資するとともに、その競争性、公平性を期することを目的とする。

2. 内容

県が発注する農業土木工事の積算に用いる材料単価を公表資料により公表する。

ただし、（財）建設物価調査会及び（財）経済調査会から市販されている物価資料（インターネット上で提供されているものを含む。）に掲載されている単価については公表資料に含めないものとする。

3. 公表の方法等

1) 公表方法

公表方法は以下の2通りとする。

- ①農地整備課内の閲覧場所（以下、閲覧場所という。）に公表資料を備え付ける。
- ②県のホームページに掲載する。

2) 閲覧時間

閲覧場所での閲覧時間は、職員の執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう）とする。

4. 更新の時期

公表する材料単価の更新は、4月、10月の年2回を基本とする。ただし、市場の情勢により適宜更新することがある。

5. その他

- ・ 各閲覧場所からの公表資料の持ち出しを禁止する。
- ・ 閲覧の際には、閲覧者名簿に氏名等の記入を求める。
- ・ 公表資料の全部又は一部を、複製・転載・磁気媒体入力・販売することを禁止する。
- ・ 公表資料を基にした二次的著作物の作成を禁止する。

6. 本要領の施行日

本要領は、平成21年10月1日から施行する。